

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

西海市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関連事務
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。 把握した情報をもとに税額を算出し、固定資産税の賦課を行う。 納税通知書等の電子通知希望申請
③システムの名称	固定資産税システム 中間サーバー 滞納整理システム 団体内統合宛名システム 収納消込システム 口座管理システム 通知IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル 5. 滞納処分ファイル 6. 交渉記録ファイル 7. 宛名基本ファイル 8. 収納履歴ファイル 9. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【別表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西海市 市民環境部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、住所を含む3情報により照会を行うことを原則としている。また、登録業務においては、4情報による住基ネット照会を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-5②所属長	税務課長 山口 美恵子	税務課長 宮森 好光	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成31年1月18日	I-5②所属長の役職名	税務課長 宮森 好光	課長	事後	項目名の変更による記載変更
平成31年1月18日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和8年3月2日	II-1, 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月18日時点	令和7年12月4日時点	事後	新様式以降による計数時点の修正
令和8年3月2日	II-2, 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	新様式以降による計数の修正
令和8年3月2日	II-2, 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月18日時点	令和7年12月4日時点	事後	新様式以降による計数時点の修正
令和8年3月2日	IV-4, 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	なし	委託しない	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-5, 特定個人情報の提供・移転	なし	提供・移転しない	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-6, 不正な情報が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-8, 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-8, 判断の根拠	なし	住基ネット照会は、住所を含む3情報により照会を行うことを原則としている。また、登録業務においては、4情報による住基ネット照会を行っている。	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-11, 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-11, 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	新規入力
令和8年3月2日	IV-11, 判断の根拠	なし	固定資産税システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御が行われている。	事後	新規入力
令和8年3月2日	I-3, 法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表第一 項番16 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	現行法令への修正
令和8年3月2日	I-4, 法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):無し(情報提供は行わない。)(別表第二における情報照会の根拠):項番27 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	【別表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【別表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	現行法令への修正
令和8年3月2日	I-1②, 事務の概要		納税通知書等の電子通知希望申請	事後	概要の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため
令和8年3月2日	I-1③, システムの名称		通知IFS	事後	システム名の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため
令和8年3月2日	I-3, 法令上の根拠		地方税法	事後	法令の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため、包括して地方税法を追記